

神奈川県博物館協会総合防災計画に基づく積立金の取扱いに関する要綱

1 目的

本要綱は、神奈川県博物館協会総合防災計画（平成 28 年 4 月 28 日策定・施行。以下「総合防災計画」という。）3 に基づく積立金の取扱いに関して必要な事項を定める。

2 会計

積立金額及びその執行状況を常に明らかにするため、積立金の会計は、通常の会計とは別に設ける。

3 原資及び積立額

積立金の原資は、神奈川県博物館協会 60 周年記念事業にかかる積立金残金とし、以後、毎年度おおむね 10 万円程度を目途に積み増すこととする。

4 積立金の執行基準

積立金は、総合防災計画に基づき協会が行う相互救済活動に要する経費に使用することとし、具体的には次表のとおりとする。

なお、平時に執行する経費は、年度ごとの積増し額のおおむね 1 / 2 程度とする。

	区 分	内 容	例 示
1	平 時	① 防災用備蓄品の購入経費	防災用品・資料保存用消耗品の購入 等
		② 防災研修会・シンポジウム開催経費	資料作成代、会場借上費、講師謝金、消耗品費 等
2	災害発生時	① 被災館園から要望された資機材の購入経費等	消耗品費、備品購入費、賃借料、見舞金 等
		② 被災館園のレスキュー実施に要する経費	交通費、消耗品費 等
3	その他	1 及び 2 以外の経費で会長が必要と認める経費	日本博物館協会等が行うレスキュー活動への参加経費等

5 被災館園への資機材等提供方法

被災館園の資機材等の提供方法については、購入等経費の負担のほか現物支給も可能とし、また併用も可能とする。なお、提供後は、被災館園の協力を得て受取証や領収証等支払関係書類を整理するものとする。

6 庶務

本要綱に基づく庶務については、事務局において処理するものとする。

7 その他

本要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるところによるものとする。

付 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。